

# 収入保険

一部市町村では保険料の助成があります！詳しくはお近くのNOSAIまで

## 県内の加入者の声をお届けします！



香南市 入野 淳一さん

### 魅力は補償の幅広さ

栽培作物：水稲95㍻、ニラ40㍻

制度がはじまった初年度から加入しています。その年にニラの病虫害に悩まされ、収入保険からの補てんを受けたことで、加入の必要性を身にしみて感じました。収穫量の減少だけではなく、品質や価格の低下など幅広いリスクに対応できることが、大きな魅力だと思います。新型コロナ等の予期せぬリスクが増える中、安心して農業を続けていくために、収入保険の存在はとても心強いです。

### 挑戦する農家の味方

栽培作物：水稲106㍻、ゆり35㍻、ハウスしょうが56㍻

家族や従業員の雇用を守るため、もし南海トラフや大災害が起きて収入がなくなったとしても、会社が2年は存続できるようにと考え令和2年度から加入しています。経営する上で大切にしていることは、「お客様のニーズがゴールである」ように、お客様が何を求めているのかを知ることです。これから新しい品目にも挑戦したいので、あらゆるリスクに対応できる収入保険に加入していたら安心して営農できます。



高知市 (株)りぐる  
代表取締役 高橋 孝典さん

### 一度ならず二度までも

栽培作物：水稲100㍻、きゅうり30㍻

継続は力なりと言いますが、一度目は平成13年の「高知西南豪雨災害」によりハウスが倒壊しましたが、園芸施設共済により営農を継続することができました。二度目は、体の不調により一年間営農を継続することが難しくなりましたが、収入保険のおかげで営農を続ける事ができました。収入保険初年度から加入していますが、改めて「加入していてよかったね」と夫婦で話しています。



土佐清水市 宮村 倫年さん

# 収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく**農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象**です！

## 自然災害等で減収



## 市場価格が下落



## 災害で作付不能



## けがや病気で収穫不能



## 倉庫の浸水被害



## 取引先の倒産



## 盗難や運搬中の事故



## 為替変動で大損



POINT

## 加入できる方

### 青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入できます。  
令和6年契約から、保険期間開始前の直近1年分（令和5年）の青色申告だけで加入できるようになりました。  
加入申請時には青色申告承認申請書等を提出していただきます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。  
現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用（2年間）することができます。
- ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
- ※ 収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。

POINT

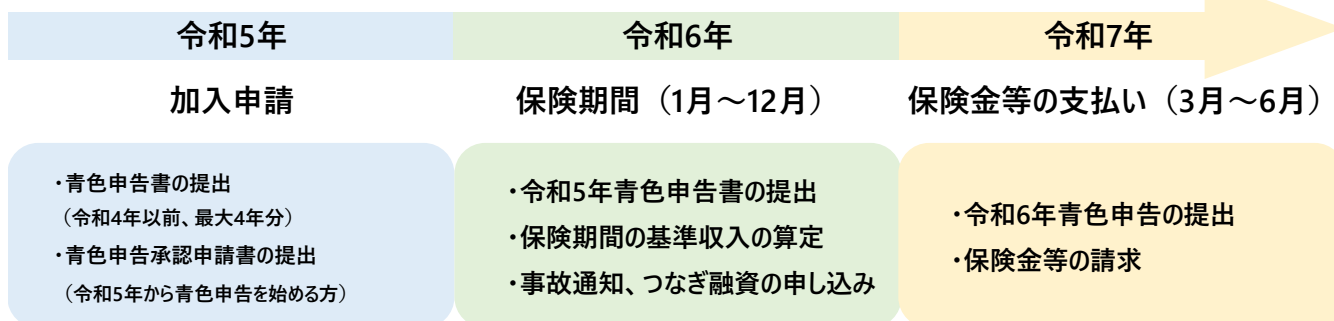
## 保険期間とスケジュール

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月

法人：事業年度の1年間

令和6年に新規加入する「個人農業者」の場合のスケジュール



保険期間の農産物の販売収入が、**基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。**（最大補償の場合）

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

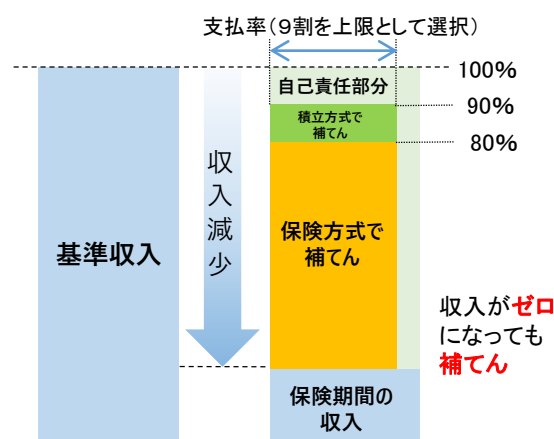
### ●基準収入1,000万円の場合の補償内容（基本のタイプ）

	負担額	補償額	支払開始	特徴
保険方式	8.5万円	720万円	800万円以下	掛捨てのため、経費に
積立方式	22.5万円	90万円	900万円以下	使わなければ翌年の補償にスライド

例えば、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、

**810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補償**が受けられます。

- ※ 上記の他に、付加保険料（基準収入1,000万円に対し2.2万円が必要となります（掛捨てのため、こちらも経費となります）。
- ※ 保険料・付加保険料は50%、積立金は75%の国庫補助があります。上記金額は国庫補助適用後の金額です。
- ※ 保険金の支払実績に応じ、継続加入の保険料が増減する仕組みとなっております。
- ※ 積立金は補てんに使われなければ翌年に持ち越され、加入をやめた場合は、全額返還されます。



（注）5年以上の青色申告実績がある方の場合

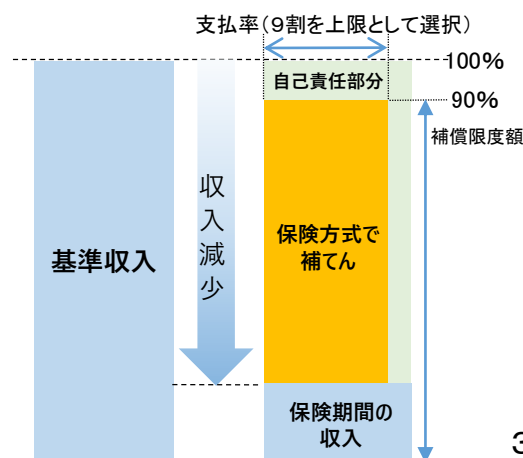
### 保険での補償を充実する新たなタイプの紹介

#### ●基準収入1,000万円の場合の補償内容（保険方式のみのタイプ）

	負担額	補償額	支払開始	特徴
保険方式	17.7万円	810万円	900万円以下	掛捨てのため、経費に

保険での補償を充実する新たなタイプとして、保険方式のみで9割まで補償するタイプを令和6年から追加します。（保険方式で85%、積立方式で5%のタイプも導入）

- ※ 具体的には、保険方式のみの補償で、補償限度額を基準収入の90%とするものです。  
例えば、**基準収入1,000万円の場合、保険料は17.7万円**となります。（積立金なし）
- ※ 保険料は、50%国庫補助後の金額です。
- ※ 付加保険料2.2万円は別途必要です。







## 無利子のつなぎ融資が受けられます！

保険期間の青色申告によって保険金を計算するのが通常のスケジュールですが、**大きな災害等により次期作の準備ができない場合**などに備え、**被害の見込みから保険金等に相当する金額を先払いする無利子の「つなぎ融資」の制度**があります。

被害の程度や申告時点の農業収入金額等の間取りを経て、お支払いしています。お支払いしたつなぎ融資は、**青色申告後に支払われる保険金等で精算**し、追加払いもしくは差額を返還いただきます。



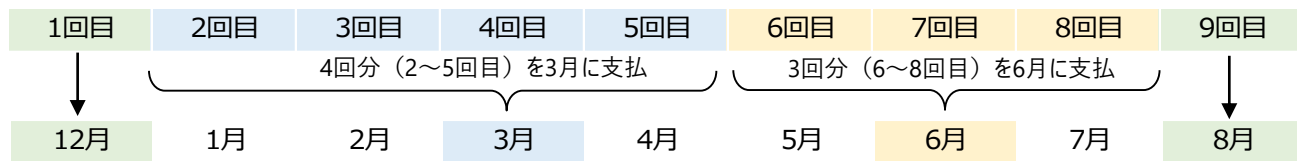
## 保険料、積立金の支払は最大9回まで分割可能

支払回数は、一括、2回、3回、5回、9回から選択できます。1回目は必ず保険開始の1ヶ月前（個人は12月、法人は事業年度開始月の前月）に、付加保険料全額と合わせて納入していただきます。

1回分の支払額（保険料+積立金）を、12～8月までの希望する月に割り振ることができます。

（下図参照）

### 【保険料等支払例】



## 付加保険料（事務費）の割引

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約で契約を付した方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

	新規加入者	継続加入者
インターネット申請+自動継続	4,500円割引	3,200円割引
インターネット申請のみ	4,500円割引	2,200円割引
自動継続特約のみ	1,000円割引	

インターネット申請を始めるには、まずは経済産業省が発行する「gBizID」を取得後、インターネット申請を利用するためのIDである「eMAFFプライム」を取得する必要があります。

「eMAFFプライム」の取得は、NOSAIがサポートします。詳しくは職員までお尋ねください。

個人の方は12月まで、法人の方は事業年度の末月までに加入申し込みをお願いします。詳しくはお近くのNOSAIまでお問い合わせください。

## 全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

TEL：03-6265-4800(代) ホームページ：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)

### お問い合わせ先

- |          |           |                 |              |
|----------|-----------|-----------------|--------------|
| ○東 部 支 所 | 〒783-0004 | 南国市大堀甲2295-4    | 088-864-2220 |
| ○安芸事業所   | 〒784-0043 | 安芸市川北甲1951-2    | 0887-35-2275 |
| ○中 部 支 所 | 〒781-2120 | 吾川郡いの町枝川2410-22 | 088-856-7111 |
| ○西 部 支 所 | 〒786-0004 | 高岡郡四万十町茂串町381-1 | 0880-22-4333 |
| ○幡多事業所   | 〒787-0019 | 四万十市具同3223      | 0880-37-5537 |

